

第1回 臨時会

令和8年1月14日に行われました。

総務文教委員会 主な審査内容



本会議に出された議案を専門的に審査する必要があるときは、付託ച്ചゅうて総務文教委員会や生活環境委員会に審査を任せるんじや。

令和7年度大竹市一般会計

補正予算(第8号)

Q 「重点支援地方創生臨時交付金」の算定基準について問う。

A 基本的には、人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定されている。

Q かき生産安定緊急対策事業について事業効果の検証方法を問う。

A 大竹市内にある17のかき養殖業者が減らないこと。長い目で見て、これから先もこの事業者の事業が継続できること。

Q 「かき生産安定緊急対策事業」の受付開始時期と、事業者への支給時期を問う。

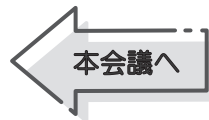
A 広島県の事業である「広島県かき養殖再生産緊急支援事業」は、1月下旬に、漁業者を対象とした説明会が開催される予定となっている。早ければ3月か4月頃には交付できるのではないかと考えている。市の独自事業である「かき養殖業者給付金」については、これから要綱等の細かい部分を作成していく予定である。

Q 大竹市内での、いかだの更新見込み台数を問う。

A いかだの耐用年数が5年で、5年に一度やりかえるので、全体の5分の1程度が毎年更新の対象となり、今期も110台程度が更新の対象になると考えている。

採決の結果、すべての議案が

原案のとおり可決



本会議での採決の結果

原案のとおり可決

大竹市議会だより 紙面WEBアンケート募集中

広報広聴特別委員会では、見やすくわかりやすい紙面づくりに取り組んでいます。紙面づくりの参考にさせていただきます。ご意見をお待ちしております。



アンケートはこちらから▶

第1回臨時会は、令和8年1月14日の1日間、
第2回定例会は、令和8年3月2日～3月25日の24日間行われました。
詳細については、令和8年6月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。市ホームページから録画中継もご覧いただけます。

第2回 定例会

総務文教委員会 主な審査内容

Q 玖波交流館設置及び管理条例の制定について、及び大竹市立公民館設置及び管理条例の一部改正について

A 玖波交流館について、いつ頃に愛称を決めるのか問う。

A スケジュールを示すことは難しいが遅くとも夏ごろまでには愛称を決定したい。

Q 指定管理者の選定について問う。

A 当面は、直営で運営する方針である。本条例案の規定は、指定管理を行う場合に必要な事項を定めるものである。

Q 鳥獣被害対策実施隊員の報酬を新設すること、何を改善したいのか問う。

A 集落内の狩猟免許取得者が個人の責任で有害鳥獣の捕獲に対応してきた状況を見直したい。捕獲作業時市として支援を行い、地域農業を守る有害鳥獣対策を、持続可能で無理のない形にしていきたい。

大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について

近隣市町における消防団員の定年制度について問う。

25市町中、65歳定年が大竹市を含む6市町、70歳定年が2市町、残りの17市町が定年を定めていないという結果であった。

定年延長で世代交代が遅れる懸念があると思うが、若年層や女性団員の加入促進については、どのように取り組んでいるのか問う。

現役団員の人脈を通じた勧誘が大半を占めている。

定年延長によるメリットとデメリットを問う。

団員減少のスピードが鈍化でき、その間に、長い経験を持っている方から、様々な知見の継承が期待できることはメリットである。デメリットとして、体力面の懸念はあるが、体力面に配慮しながら活動を継続していくことはできると考えている。

※事前に自由討議の申し出があったため、委員会を休憩し、自由討議を行いました。

「中山間地域における消防団の人手不足等も含めた実態の把握状況や、消防団の中の会議で、どのように議論が重ねられてきたのか、などが不明瞭である。」という理由で「閉会中の継続審査」を求める意見が出され、採決の結果、「閉会中の継続審査」と決しました。

補足資料の追加提出を受けて3月16日に2回目の委員会を開催

令和7年9月11日の団幹部会議で、定年延長についての話があり、令和7年11月6日の団幹部会議で定年延長の是非を投票しているが、これより以前に団幹部会議で意見を集約したり、話し合いを持ったりしようとしたことがあったのか問う。

近年の団幹部会議の記録では、確認できていない。

令和6年7月11日に開催された団本部会議に、分団体制の維持が困難となった第10分団の分団長が出席していたのか。また、令和6年9月5日に開催された団本部会議に、定年延長を要望した第11分団の分団長が出席していたのか問う。

令和6年7月11日の団本部会議については、第10分団の分団長と近接する区域の分団長が別途協議しており、事前にその結果の報告を受けていたので、当日の会議に分団長は出席していない。令和6年9月5日の団本部会議についても、第11分団の分団長から事前に書面や対面で要望を確認していたので、当日の会議に分団長は出席していない。

令和6年7月11日と令和6年9月5日の団本部会議で話し合われた山間部の分団の現状や課題を、いつ、各分団長が参加する団幹部会議に示したのか問う。

令和7年9月11日の団幹部会議において、口頭で現状や経緯を報告した。

委員から、閉会中の継続審査を求めない旨の意見があり採決の結果、本件は、「閉会中の継続審査としない」とこと決しました。

討論

反対討論

「消防団で議論を尽くした上で、やむを得ず行う定年延長には、反対するものではないが、資料の説明からは、1年間、議題を放置してきたと言われても仕方がないように見受けられ、納得感のない定年延長だと言わざるを得ないため反対。」

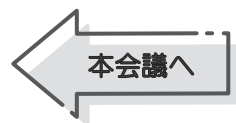
賛成討論

「消防団の中でも、いろいろと議論があったと報告されている中で結論を出されており、議会としては尊重すべき。今回の定年延長は、若年層の消防団員の確保が厳しい中、消防

団員減少の現実を踏まえた前向きな対応であり賛成。」

採決の結果、すべての議案が

原案のとおり可決



討論

反対討論

「消防団が決めたことを追認するだけであれば議会の責任放棄だ。前回の定年延長時に若年層の勧誘強化を図りこのまま70歳に定年延長はしないと言つ決意表明をしたはず。再編や機能別団員制度の検討もせず定年延長することには反対。」

賛成討論

「消防団の決定したことであり、団員個々の考えが集約されているかについて疑義はあるが、尊重すべき。」

本会議での採決の結果

原案のとおり可決



自由討議は、執行部に出席者がつなぎに賛同だけで議案を深く話し合う場がない。

生活環境委員会 主な審査内容

大竹市役所支所設置条例の一部改正について

Q 大竹市役所玖波支所が広島信用金庫旧玖波支店の場所に移転することについて、地域に対する周知方法やそのタイミングを問う。

A 周知方法については、令和8年4月から順次、市ホームページ及び市公式LINE等で詳細を知らせていく予定である。また玖波公民館への周知ポスターの掲示や市広報紙への掲載なども予定している。

大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例の一部改正について

Q コミュニティサロン玖波を廃止した後の跡地利用についての考え、施設の管理方法について問う。

A 跡地活用について、現段階では未定である。今後、地域のニーズ、市場性及び財政負担などを整理しながら、売却や貸付、他用途への転用など、様々な選択肢を検討する予定である。また廃止後の施設管理の方法について、建物が存続する場合には、当面は施設の安全確保及び防犯対策のための機械警備、建物内部の劣化防止のための定期的な換気など、最低限必要な維持管理に努めたいと考えている。

大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

Q 条例案の第9条、利用者負担額等の減免規定について、乳児等通園支援利用料が併記されているが、どのような理由が「特別な理由があると認めるとき」に該当するのかを問う。

A 「特別な理由がある」と認めるときに該当するものは、主に経済的な理由によるものであり、生活保護法に規定する被保護者が属する世帯、非課税世帯といわれる地方税法の規定による市町村民税が課されない者である世帯、低所得者世帯といわれる市町村民税所得割を合算した額が7万7101円未満である世帯などが該当する。

大竹市国民健康保険条例の一部改正について

Q 賦課限度額の引き上げ及び低所得者に対する保険料の軽減措置に係る判定基準を引き上げること、市又は国民健康保険特別会計に対する影響の見込みを問う。

A 負担限度額軽減措置の所得判定基準の引き上げによる影響について、国民健康保険制度では、保険料の負担は負担能力に応じた公平なものとする必要があるとされているが、受益

とのバランスや円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度額が設けられている。賦課限度額を引き上げた場合の影響

としては、被保険者が負担を賄う部分として高所得者層に一定の負担を求めるとなり、その分、中低所得者層の負担が緩和されることになり、市の負担に影響を与えるものではない。また1割軽減、2割軽減の軽減判定基準の引き上げは、物価高騰等に伴う所得水準の全体的な上昇が軽減世帯に影響しないよう行われる措置で、改正する目的は、軽減世帯の対象範囲を維持することであり、市の負担もこれまでと同程度になるものと考えている。

大竹市公園条例の一部改正について

Q 晴海臨海公園の多目的グラウンドについて有料公園施設として指定し、使用料を設定することに伴う収益と、利用団体への周知について問う。

A 昨年度の利用実績から算出すると、使用料収入は年額で約50万円の見込みとなる。また現在、主に多目的グラウンドを利用されている団体には、整備の完了後には、利用料金の徴収を検討していると説明をしている。徴収案についても概ね理解をいただいているが、実際に料金を徴収するまでの期間として1年間を設け

てあるため、今後も利用者への周知を図っていきたいと考えている。

大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について

Q 変更後に設置される小ホールの設備及び想定している使用方法について問う。

A 小ホールには新たに空調設備及び手洗い場を設置する。変更前はプールとして利用していた空間であり、プールの部分に小さな段差が生じたため、クッションマットを設置し、ベンチのように座れるようにしている。新年度には、乳幼児や子ども達が遊べるよう、プレイマット等を設置する予定である。使用方法については1人でも気軽に足を運んでいただき、自由に過ごす事が可能な空間として使用してもらいたい。また様々な団体が独占的に利用する事も想定している。

採決の結果、すべての議案が

原案のとおり可決



本会議での採決の結果

原案のとおり可決